

朝鮮学校にビタ一文出さな!

朝鮮高校無償化反対・朝鮮学校への補助金反対

— 各界・各地のうごき —

民主党議員50人が朝鮮学校無償化問題で
総理、文科相あて決議文採択

(平成23年10月25日)

平成二十三年十月二十五日、民主党議員五〇人および当日参加者が「朝鮮学校授業料無償化を考える会」を結成した。

鷲尾英一郎議員を世話人代表に選び、無償化については、「審査を通じて疑念が残る場合、国民が納得できる内容に改善されない場合は、支援金を支給しないこと」などを求める決議文を採択した。

決議文は、野田総理、中川文科相に直接手渡す。

賛同者がすでに五〇人いる他、当日参加者も賛同者に加わり、今後も賛同者をさらに拡大することである。

家族会から増元照明事務局長が、救う会から西岡力会長らが参加した。

い、と述べた。また、朝鮮学校の高級学校（高校生の年令相当）が全国で一〇校あるうち、愛知と九州（福岡県北九州市）の学校はRCC（整理回収機構）に仮押えされており、学校経営以外の目的のために担保に入られていると指摘し、そのような経理が行われているところに国庫で支援するのはおかしいと述べた。また、どのような経過で担保となったか調査すべきだと述べた。

関連して『総連』という朝鮮語の冊子を紹介し、そのなかに、「朝鮮学校の管理運営は総連の指導のもとに（総連の傘下団体である）教育会が責任を持って」と書かれており、各種学校としての理事会が無視されていること自体違法であり、経理に問題があるだけでなく組織・運営が総連と一体化されているからこそ学校経営の目的以外のために担保にされたと述べた。

また文科省に訂正後の教科書と称するものが提出されたが、一部の学校現場で使用されていないことが確認されており、また教師用指導書を訂正済教科書として出したとも言われていることを紹介した。

この後、決議文を採択し終了した。

朝鮮学校授業料無償化の審査に当たり、厳正かつ慎重な対応求める決議（全文）

平成二十三年十月二十五日

中井治・前拉致担当大臣らがあいさつ

冒頭、「朝鮮学校授業料無償化を考える会」の役員案が提示され、異議なく承認された。続いて、顧問となった中野寛成、中井治の両拉致大臣経験者から挨拶があった。中野氏は、「菅総理は延坪島砲撃事件を『不測の事態』として無償化の審査を止めたが、拉致問題の方がさらに大きな『不測の事態』だ」と述べ、中井氏は、「日本人学校のような、どの国の在外自国民のための学校も本国が援助するのが当たり前で外国の支援はない。朝鮮学校でどのような教育をしようと勝手だが、それなら自分たちで運営すべきだ」と述べた。

増元照明事務局長は、さまざまな事例を挙げて、北朝鮮という国は日本が拉致問題で怒っているとの強い意思を示さなければ対応しないと述べ、朝鮮学校無償化の問題も日本の意思を示すものの一つに含めるべきだと述べた。

西岡力会長は、菅総理が無償化の審査中止・再開の基準とした「不測の事態」なるものがいつ終わったのか理解できない

内閣総理大臣 野田佳彦 殿

文部科学大臣 中川正春 殿

日々のご奮闘に心より敬意を表わします。

さて、昨年十一月の北朝鮮による延坪島の砲撃事件以来、朝鮮学校授業料無償化審査手続きは凍結されていましたが、菅直人前総理大臣が、退任の前日に当たる本年八月二十九日に、手続き再開を指示したことにより、他の外国人学校の手続きを参考にすると、最遅で十月末に、授業料無償化が実施される可能性が出て参りました。

北朝鮮による拉致問題の解決に積極的な姿勢をとっている野田佳彦総理ですが、北朝鮮による拉致被害者の家族をはじめ各方面から、朝鮮学校における反日的な教育内容ならびに朝鮮総連への迂回支援の疑念が表明されるなど、重大な懸念が存在します。そこで、朝鮮学校授業料無償化の審査にあたり、以下のことを政府に求めます。

一、各方面から迂回支援の懸念が表明されている各朝鮮学校の経理について、厳格な審査を求め、迂回支援を未然に防ぎ、かつ、審査を通じて疑念が残る場合には、支援金を支給しないこと。

二、反日教育を行う朝鮮学校に国民の血税を使うことに、国民の納得は得られません。各朝鮮学校の教育内容について拉致問題に対する記述など、国民が納得できる内容に改善されない場合には、支援金を支給しないこと。

三、審査においては、国民が納得できる明確な基準にもとづき、上記の懸念が払しょくされるよう厳正かつ慎重な審査をおこなうこと。

【賛同者】

中野寛成、伴野豊、松野頼久、吉田公一、岡本充功、楠田大蔵、近藤洋介、田名部匡代、田村謙治、馬淵澄夫、村井宗明、渡辺浩一郎、石関貴史、糸川正晃、大久保勉、階猛、黒岩宇洋、宮島大典、鷲尾英一郎、金子洋一、今井雅人、打越あかし、大西健介、柿沼正明、勝又恒一郎、木内孝胤、木村たけつか、近藤和也、斉木武志、柴橋正直、杉本和巳、高邑勉、高橋英行、玉木雄一郎、中後淳、永江孝子、長尾敬、中島政希、仁木博文、花咲宏基、樋口俊一、福島伸亨、水戸将史、三村和也、三輪信昭、向山好一、本村賢太郎、谷田川元、山田良司、渡辺義彦

19の道・県が朝鮮学校授業料無償化審査再開の即時撤回を求める意見書採択

(平成23年10月24日現在)

菅直人氏が首相のポストを降りる前日の八月二十九日に授業料無償化の実行を指示したことに怒る地方議会からの意見書があいついでいる。

の対象とすることには反対してきた。

しかし、多くの反対意見にもかかわらず、政府・文部科学省は朝鮮学校を無償化の対象とするための審査を進めようとしていたが、昨年十一月二十三日の北朝鮮による韓国・延坪島砲撃事件を受け、菅前総理は、無償化手続きを「超法規的に」停止した。

国会審議で明らかになった再開の条件は、「国際的・国内的な状況が砲撃事件以前に戻る」とされていたが、菅前総理は、辞任直前の八月二十九日に突然、手続きの再開を文部科学大臣に指示した。北朝鮮は砲撃事件に対する謝罪を行っておらず、八月十日には韓国の延坪島付近の海上に砲撃を行っており、潘基文・国連事務総長は、十一日に「半島情勢がいまだに安定していないことを如じつに証明している」と述べている。斯かる状況下で、菅前総理がいかなる理由に基つき、「砲撃以前の状況に戻った」と判断したのかについて、韓国と事前に調整したかなど、明確な説明はいっさい行われていない。

さらに、八月九日の「三党合意」では、高校授業料無償化について見直しを行うこととされたにもかかわらず、現時点で、民主党政権が無償化手続きの再開を決定したことは、「三党合意」に対する重大な背信行為でもある。

よって、本県議会は、今回の決定に対し、政府に強く抗議するとともに、以下の項目について早急に実現を図るよう強

産経新聞の一〇月二十四日の報道によると、その数は一九道県に上る。たとえば宮城県議会の意見書は、拉致問題などの教育や思想教育など問題が多いとして、「(無償化への)審査再開は国民の理解を得られるものではない言語道断の暴挙だ」とのべ、直ちにやめるよう求めている。

鹿児島、宮城両県議会の意見書全文はつぎのとおり。

〈鹿児島〉

朝鮮高級学校無償化手続き再開に強く抗議し即時撤回を求める意見書

本県議会は、昨年十二月に意見書を提出し、朝鮮高級学校においては、金日成、金正日に対する徹底した個人崇拜のもと、客観的な事実にもとづく朝鮮の歴史ではなく、「金日成、金正日の家系史」が教育されており、さらに、朝鮮戦争は米国・韓国が引き起こした、大韓航空機爆破事件は韓国のでっち上げ、拉致問題は日本当局が極大化したなど、虚偽・ねつ造の歴史が教育されている。このような教育内容は、朝鮮高級学校に通う子どもたちに、日本社会や国際社会への軋轢を生み出す可能性があり、独裁体制を支える思想教育として人権侵害の疑いさえあること。また、朝鮮総連機関誌は、修学支援金の支給は生徒への支給でなく、朝鮮学校への支援であるという認識を行っていることなどから、教育内容は是正および修学支援金が生徒の授業料の支払いに充当されること、条件を受け入れないかぎり公金を投入した高校授業料無償化

く求める。

一、政府は、北朝鮮の外交政策・拉致問題の解決に対し、誤ったメッセージを送ることとなる朝鮮高級学校の無償化手続き再開をただちに撤回すること。

二、朝鮮高級学校が、教育内容は是正および就学支援金は授業料の支払いに充当されること、条件を受け入れない場合、無償化の対象としないこと。

三、三党合意を履行するため、高校授業料無償化の抜本的見直しを具体的に進めること。

以上、地方自治法第九九条の規定により意見書を提出する。
平成二十三年十月七日

鹿児島県議会議長 金子万寿夫

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣

内閣官房長官 国家戦略担当大臣殿

〈宮城〉

朝鮮学校授業料無償化審査手続き再開の即時撤回等を求める意見書

平成二十二年十一月二十三日の韓国・延坪島に対する北朝鮮による砲撃が「我が国を含む極東アジア地域全体の平和と安全を損なうものであり、不測の事態に備え、万全の態勢を整えていく必要がある」として停止していた朝鮮学校の高校授業料無償化審査の手続きは、平成二十三年八月二十九日、国民への説明もないまま、退任前日の菅直人首相の突然の指

示により再開されることになった。

その手続き再開の理由は、停止後約九カ月が経過し、その間、当該砲撃に匹敵するような軍事力を用いた行動をとっていないこと、南北間および米朝間の対話が行われ、北朝鮮と各国との対話の動きが生じていることなど、事態が当該砲撃以前の状態に戻ったとの判断であるが、平成二十三年八月十日には、北朝鮮による延坪島北東の北方限界線側への昼夜二度にわたる砲撃があり、韓国も対応射撃を行っており、とても以前の状態に戻ったと判断できる状況ではないことは明らかである。

また、我が国の主権と国民の安全を著しく損なってきた、北朝鮮による日本人拉致への北朝鮮の誠意のかけらもない対応、三代に及ぶ徹底した個人崇拜と世襲独裁体制を維持した先軍政治にもとづく、日本、韓国に対する虚偽、捏造の歴史教育、体制維持のための思想教育など、数多くの問題点が指摘されている。

このような状況のもとで、我が国にある朝鮮総連が教育内容、財政および人事等に強い影響を与えている朝鮮学校の高校授業料無償化審査手続きの再開は、とても国民の理解を得られるものではなく、言語道断の暴挙である。

よって、国においては、朝鮮学校の高校授業料無償化審査手続きの再開を直ちに撤回するとともに、高校授業料無償化の対象とすることについて再考するよう強く要望する。

の緊急要請をしていただきました。また、意見書の採択活動などをしていただき大変感謝しています。

さて、ご承知のように、文科省は昨年十一月五日、朝鮮学校への無償化問題に関し、教育内容を問わずに適用の是非を判断する基準を定めました。その後、菅政権は拉致問題ではなく、十一月二十三日の北朝鮮による韓国延坪島への砲撃事件を理由に審査を保留しましたが、辞任直前の菅総理の指示でふたたび審査を開始しています。

自治体では、現時点で、東京都、埼玉県が二二年度から朝鮮学校への補助金を停止・保留し、宮城県、千葉県、三重県が二二年度から停止・保留、大阪府は二二年度から高級学校のみ停止していますが、いまなお多くの自治体が補助金を出しています。

文科科学省の調べでは平成二十一年度、合計約七億六、七〇〇万円の補助金が自治体から支出されており、平成二十二年度も約六億五、四〇〇万円程度が支出されているとのこと。また、朝鮮学校側が神奈川県、宮城県の要請を受けて、拉致問題に関する記述等で教科書の一部を訂正したとして提出した問題で、実際には全国の多くの学校で訂正済みの教科書が使われていることも明らかになっています。

中川正春文科相は、本年十月六日、家族会・救う会に対し、「現在、朝鮮学校の教科書の翻訳を始めている。また、教育内容、施設、教員資格等、税金を使うことだけに、懸念がある

右、地方自治法第九九条の規定により意見書を提出する。
平成二十三年十月十八日

宮城県議会議長 畠山 和純

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣

国家戦略担当大臣 殿

朝鮮学校への公金補助中止を求める要請書 — 家族会・救う会が要請 —

(平成23年10月26日)

拉致問題地方議会全国協議会 会長 松田良昭 殿

北朝鮮による拉致被害者家族連絡会

代表 飯塚 繁雄

北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会

会長 西岡 力

朝鮮学校への公金補助中止を求める要請書

いつも拉致被害者救出のためにご尽力を賜り改めて感謝申し上げます。

貴協議会は、昨年九月十三日、政府に対して、「朝鮮学校は、拉致事件を起こした北朝鮮や朝鮮総連の支配下にあり、独裁政治を支える思想教育を行っている」、「拉致被害者救出に悪影響を与える」等として、朝鮮学校無償化に反対すると

ることを一つひとつ見ていく。そして、調査結果にもとづき最終判断したい。あと二か月猶予してほしい」と述べ、野田総理は、十月八日、総理権限での手続き中止には否定的でしたが、「厳正な調査実施」を約束しました。いまなお予断を許さない状況が続いています。

私たちは、貴協議会に、以下のことを実現するようご尽力くださることを要請します。

一、すでに鹿児島県議会、宮城県議会が、政府に対し朝鮮学校の無償化審査再開の即時撤回を求める意見書を採択しましたが、他の都道府県議会においても是非意見書を採択していただきたい。

二、各地方自治体が朝鮮学校に対して、教育内容、生徒らの政治活動、朝鮮総連との一体性などの問題点を改めて調査し、是正を求めること。

三、是正がなされないかぎり、地方自治体からの補助金を打ち切ること。

四、そのための議論を各議会で活発に展開すること。

広島朝鮮学園への補助金支出の中止を要請 — 救う会広島 —

(平成23年8月24日)

救う会広島(安藤宗光代表)は、八月二十二日、湯崎英彦

広島県知事に対し、広島朝鮮学園への補助金支出を中止するよう要請した。なお、七月六日にも、松井一実広島市長に対して同様の要請を行った。

広島朝鮮学園への補助金支出の中止を要請 救う会広島
 広島県では、平成二十二年度に九〇〇万円あまりを交付している。救う会広島は、「拉致問題解決を求める日本の立場と矛盾する。北朝鮮に誤ったメッセージを送ることになる。全国的に見直しが進んでおり、広島でも適切な判断を」と中止を要請した。

救う会広島は昨年が続けて要請したが、県は「国の方針に従う。国の方針が定まるまで見守る」とし、自治体としての独自の判断を回避した。救う会広島は、「国の審査を待つ必要はなく、自治体が独自に中止を決めるべきだ」と指摘した。広島市では、平成二十三年度に一一〇〇万円あまりの交付を行うことをすでに決めている。市は、朝鮮学校の教科書について「ハングルで書かれており読んだことがない」、今後の対応については、「県の動きや、関係団体と話し合い検討する」とのべ、現時点での決断を回避した。

救う会広島では、見直しを促すため、署名活動の実施や、救う会福岡と同様の提訴を検討する。

(救う会広島の要請文〈全文〉は七二ページにあります)

負担行為の取消を求めるものである(請求の趣旨第1項)。

2、請求原因第三、1の文中の「在日本朝鮮人総連合会」は「在日本朝鮮人総聯合会」の誤記である。

3、教育基本法第14条2項が、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしてはならない。」と定めるのは、すべての公の性質を有する学校教育(教育基本法第6条1項)において政治的中立性を確保することを要請する趣旨である。したがって、この第14条2項のもとでは、国又は地方公共団体が自ら学校の設置者として学校教育をする場合にその教育の場で政治的中立性を保持しなければならないのは当然であるが、加えて国又は地方公共団体が私立学校に対して公的助成をする場合(教育基本法第8条)にも、その公的助成の対象の私立学校が政治的中立性を害することを許容してはならないと解しなければならぬ。すなわち、国又は地方公共団体は、自己の設置にかかるとして「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしてはならない」のみならず、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をする」ような私立学校に対しては公的助成をする等の加担(以下において、これを「政治的加担」という。)をしてはならない。

4、東京高等裁判所が平成2年1月29日判決で言うところによれば、憲法89条後段の趣旨は、第一には、「教育の名の下に公教育の趣旨、目的に合致しない教育活動に公の財産が

救う会福岡の教科書支出反対の裁判

— 準備書面(1) — 〈全文〉

平成23年(行ウ)第25号
 教育振興費補助金支出取消等請求事件

原告 松尾和幸 外18名
 被告 福岡県 外1名

準備書面(1)

平成23年11月1日

福岡地方裁判所 第三民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

森 統一

同

中島 繁樹

同

堀 孝之

第一 本件請求原因についての補足

1、福岡県知事という職にある者は福岡県の代表である(地方自治法139条、147条)。平成22年3月31日、福岡県知事麻生渡は、被告福岡県の代表者として本件支出負担行為をした(訴状請求原因第二、2)。その支出負担行為の法律上の効果は被告福岡県に帰属する。

よって、原告は、その法律上の効果を無効ならしめるために、被告福岡県に対し同被告の平成22年3月31日付本件支出

支出されたり、利用されたりすることを防ぐ」ことであり、第二には、「当該事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途を確保する」ことである。すなわち、公の財産を教育事業に支出し、それが合意であると言うためには、その支出は公教育の趣旨、目的に適合する性格(以下において、これを「公教育適合性」という。)のものでなければならぬ。

5、被告福岡県が本件朝鮮学校に対して平成22年3月31日にした本件支出負担行為は、次の三点において違法である。

第一に、本件朝鮮学校は特定の政党を支持し又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしている。このような教育に対する公金による援助は政治教育に対する加担を意味するのであって、公権力と政治教育との結びつきを禁じた教育基本法第14条2項の理念に違反する。本件支出負担行為は政治教育に対する加担である(政治的加担性)。

第二に、地方公共団体は公の支配に属さない教育の事業に對し公金を支出してはならないとする憲法89条に違反する。本件支出負担行為は公教育の趣旨・目的に適合しない性格のものであり(公教育不適合性)、同条にいう公の支配に属する教育の事業とは言えない。

第三に、北朝鮮国家による日本国民拉致の問題を解決するため国及び地方公共団体に対し最大限の努力をするよう義務づけた北朝鮮人権侵害対処法2条及び3条に違反する。本件支出負担行為は北朝鮮に対する援助となり(対北援助性)、拉致問題の解決を遠ざける。

第二 求釈明

原告らは被告らに対し、次の諸点について釈明を求めらる。
 1、被告福岡県が学校法人福岡朝鮮学園に対して平成22年3月31日にした800万円の支出負担行為が憲法第89条に適合するというためには、同支出負担行為の目的と効果が「公教育の趣旨・目的に適合する」こと（公教育適合性）が必要である。

そこで、被告福岡県において、本件支出負担行為の具体的目的（補助対象の個々の教育活動内容）と具体的効果（補助金の補助対象ごとの金額及び現実の用途）について明らかにしてもらいたい。

2、本件支出負担行為のうち次記の項目については、補助対象の教育活動内容が「応は明らかである（訴状請求原因第四の1、及び答弁書第4項(1)）」が、その教育活動内容が当然に「公教育の趣旨・目的に適合する」とは見ることができない。そこで、それぞれの項目について、公教育の趣旨・目的に適合するかどうかの判断ができる程度に、その教育活動の日付、場所、主体、目的、形態、費用額、費用支出方法を明らかにしてもらいたい。

- ① 朝鮮学校を支える会へ参加するときの交通費
- ② 劇団四季公演の鑑賞料金
- ③ 対外スポーツ大会に参加するときの交通費や宿泊費
- ④ 納涼会アリラン夏祭りの食材費や印刷費
- ⑤ 長崎被爆者慰霊集会に参加するときの交通費や宿泊費

● 同年8月29日 納涼会「アリラン夏祭り」食材費等のうち 71万7264円

● 同年11月10日 チングコンサート入場料等 4万7600円

合 計 85万4764円

5、原告らは、福岡県が本件朝鮮学校に交付した本件補助金は同学校の一般的運営資金として流用されるというのが実態であったと主張しているところ、この主張に対して被告らは、「原告による推認であり、認否に及ばない。」（答弁書第4項(4)）という。しかし、原告らが主張するような事実があるかどうかは、本来、被告福岡県において承知しておくべきことである。被告福岡県はその補助金の交付者として実際の用途を正確に承知しておくべきであるし、被告福岡県知事は、助成を受ける学校法人から業務若しくは会計の状況に関する報告を徴することができる（私立学校振興助成法第16条、同法第12条）のであるから実際の用途の調査も可能である。

よって、被告福岡県において、本件補助金が実際に交付された平成17年から平成22年までの間の学校法人福岡朝鮮学園の収支の年間決算書（その内容において本件補助対象項目ごとの出金と入金が表示されていることを要する。）を入手し、本件訴訟において開示してもらいたい。

6、地方自治法第242条の2、第7項は、「第1項第4号の規定（当該行為に係る相手方に不当利得返還の請求をす

⑥ 芸術発表交歓会に参加するときの交通費

⑦ 福岡ふれあい納涼祭のための印刷費や雑費

3、本件支出負担行為による補助の対象とされている、(1)運動選手の対外試合のための遠征、(2)劇団四季「ライオンキング」公演鑑賞、(3)金剛山歌劇団公演鑑賞、(4)納涼会「アリラン夏祭り」での飲食についても、それが重要な教育活動であるというのであれば、その教育活動の内容を詳細に説明してもらいたい。

4、本件朝鮮学校は次記の項目について北九州市と福岡県の双方へ二重の申請をしていた。この項目に関しては被告福岡県が平成23年2月28日に交付決定の一部を取り消したとされている（答弁書第7項(2)③）。その取り消し決定の具体的内容を明らかにしてもらいたい。

（九州朝鮮中高級学校について）

● 平成21年7月11日 劇団四季「ライオンキング」鑑賞費のうち 70万0525円

● 同年11月13日 金剛山歌劇団公演鑑賞費 7万8580円

合 計 77万9105円

（北九州朝鮮初級学校について）

● 平成21年4月26日 バスケット大会参加費等 2万5000円

● 同年6月27日 サッカー試合参加費等のうち 6万4900円

ることを当該普通地方公共団体の執行機関に対して求める請求）による訴訟が提起された場合には、当該行為の相手方に対して当該普通地方公共団体の執行機関は遅滞なくその訴訟の告知をしなければならぬ。」と定めている。この規定によれば、本件訴訟において訴訟告知をしなければならぬのは、被告福岡県知事小川洋である。しかるに、被告福岡県は平成23年9月6日に訴訟告知の申立をしたが、被告 福岡県知事小川洋はまだ訴訟告知の申立をしていない。

被告福岡県知事小川洋は地方自治法の上記規定にもとづく訴訟告知の申立をするのか、しないのか、明らかにしてもらいたい。

「救う会福岡」を名指し非難
北朝鮮党紙が

「救う会福岡」による朝鮮学校への補助金反対訴訟に対し6月1日付の北朝鮮党紙「労働新聞」は「悪らつな対朝鮮敵対意識の発露」と題する署名入りの論評を掲載した。その全文は、次のとおり。 翻訳は「光射せ！」編集部

最近、日本の「救う会福岡」という極右保守団体が福岡県当局の在日朝鮮学校への補助金支出を「違法」とし、その取り消しを求める訴えを福岡地裁に起こした。この極右保守団

体は在日朝鮮学校で「政治教育が行われており」、「補助金支出は教育基本法に違反する」などと言いつつ、このような汚らしい訴訟騒動を起こした。

これは、対朝鮮敵対意識に染まっている連中の無分別な妄動であり、わが共和国と総聯（朝鮮総聯）に対する重大な挑発である。われわれは彼らの毒気に満ちた反共和国、反総聯騒動を絶対に看過できず、容認できない。

在日朝鮮学校の民族教育は誰も奪えず、侵害もできない神聖不可侵のものである。多民族国家でも少数民族の伝統的な歴史と文化を尊重し、そのような内容をもりこんだ教育を奨励している。在日朝鮮学生が自国と自民族についてよく知り、愛国心をはぐくもうと在日朝鮮学校でおこなう民族教育を日本の反動層が「政治教育」と言い掛かりをつけて意のままにしようとするのは、在日朝鮮人の民族性と民族教育の権利を侵害、抹殺しようとする卑劣で悪どい犯罪行為である。

実際、日本は在日朝鮮人の民主主義的民族権利を保護し、在日朝鮮学校の民族教育を誠実に支援すべき道徳的、法律的責任と義務を負っている。なぜかといえば、在日朝鮮人学生は過去、日帝によって日本に強制連行された人たちの子孫であるからである。過去清算の見地から見ても、次代教育の見地から見ても、在日朝鮮学校に日本学校と同等な権利を保障し、差別することなく支援することは日本当局の当然の道理である。国際人権協約にも外国人に同等の教育権利を保障す

べきだと規程されている。したがって、在日朝鮮学校を支援するのはどこからみても問題視されることはない。

にもかかわらず、日本極右保守勢力が在日朝鮮学校の民族教育に「政治教育」というとんでもないレッテルを張り付けて当局の補助金支出を阻もうとするのは、極端な対朝鮮敵対意識、民族排他主義思想の発露である。

これは、ありとあらゆる手口をろうして在日朝鮮人の民族教育の権利を奪い、在日朝鮮教育の機関を破壊、除去するための醜悪な浅知恵である。在日朝鮮学生への民族教育は総聯の重要な事業である。

総聯の傘下教育機関である在日朝鮮学校の民族教育を妨げ、押さえつけようとするのは総聯に対する悪らつな挑戦であり、それはすなわち、露骨な対朝鮮敵対行為である。

朝鮮人民は、こみ上げる憤怒と敵愾（がい）心を抱いて日本極右保守勢力の悪らつな反共和国、反総聯騒動をきびしく断罪、糾弾している。

日本当局は問題を冷徹に見て、極右保守勢力の対朝鮮敵視妄動に警鐘を鳴らし、国際法的、人道主義原則において在日朝鮮人の民主主義的民族権利を尊重、保護し、在日朝鮮学校の民族教育活動を支援しなければならない。

われわれは、日本当局が極右保守分子らの軽挙妄動にいかに対処するかを注視するであらう。

（リ・ギョンス）

朝鮮学校にビタ一文出さな!

腐敗した朝鮮学校の実相

（産経新聞）

朝鮮学校を担保にした総連ビジネス、四日市初・

中級学校の場合 2011.7.23（産経報道）

四日市朝鮮初中級学校を担保にした負債が不良債権化した問題は、朝鮮総連関係者が学校を「私物化」しカネもうけに邁進（まいしん）していた実態を浮き上がらせた。北朝鮮からの献金圧力のもと、学校の私物化は繰り返されてきたが、国や自治体がチェック体制を強めたきっかけは、皮肉にも朝鮮総連が求めた朝鮮学校への無償化適用問題だった。

起死回生

「手広く事業を進める地元きつての実業家」。関係者によると、学校資産を担保に多額の融資を引き出した在日本朝鮮人三重県商工会の元理事長は周囲からこう見られてきた。だが、実情は違った。

過去にも北朝鮮で飲食店事業を展開しようとしたが、

うまくいかなかったという。「地元」の在日企業家の理事長という地位を利用して起死回生を狙ったのではないかと関係者は指摘し、「中国や北朝鮮で事業をするには北朝鮮の承認が必要で、北朝鮮側にもカネが流れただろう」と推測する。

子供たちの学舎である学校資産を担保にした事業がなぜまかり通るのか。

元朝鮮総連関係者によると、北朝鮮から朝鮮総連に一九八〇年代後半に出された本国への献金強化の通達以降、朝鮮総連は東京や大阪、京都の朝鮮学校資産などを担保に資金を捻出し、ビジネスを展開。本国へ多額の出資をした在日朝鮮人には勲章が授けられた。

担保の資産価値を大幅に上回るずさんな融資が続き、平成九年以降、朝銀信用組合の破綻を招いた。千葉、埼玉、愛知など全国一三の朝鮮学校の資産が整理回収機構（RCC）に仮差し押さえされた。四日市朝鮮初中級学校は